

1. 特に効果的であり改善に資した事例について

A. コースワークの充実・強化

①人材養成目的に沿った科目構成の整理

《人社系》

●早稲田大学法学研究科

「法学研究と法律実務の統合をめざして」の事例

(具体的に何を実施したのか)

法理論創造を担いうる研究者を養成するための各種教育プログラムを根幹に据えつつ、カリキュラムを構成した。特に、修士課程学生に対しては、「法学理論」教育プログラムを実施した。年度前期に「法学の基礎 I 〈法と社会の比較〉」、後期に「法学の基礎 II 〈法の基本概念〉」の二つの選択科目（それぞれ2単位・オムニバス形式）を研究科共通科目として設置し、プログラム実施中の3年間にわたり、一貫して講義を実施した。

(実施に当たり特に考慮・工夫したことや、注意を払ったこと)

オムニバス授業のため、基本的に法学研究科長または教務主任がコーディネータをつとめ、講義内容を決定した。そのうえで、科目の趣旨に最適の教員を配置して各担当に科目の趣旨を説明し、十分な意思統一を図るようにした。終了した講義は、講義録の形にまとめ、学生に配布した。このシリーズは『魅力ある大学院教育』イニシアティブから4冊を数えており、他に類書を見ないユニークな書物となっている。

(どのような結果が得られたのか、どのような良い影響があったのか)

法学理論教育の二つの授業は、専攻・専修の枠組みを超える横断型の科目設置として、本プログラムの前身である「魅力ある大学院教育イニシアティブ」で導入したものであるが、それ以降、確実に発展・定着したものである。選択科目であるにもかかわらず、多くの学生が高い関心をもって聴講し、各自の執筆する論文にも、蜻蛉型に陥らない多角的な視点がみられるようになってきている。また、修士課程の学生のみならず、博士課程の学生も参加した。学生の評価も高く、今後、当該科目の必修化を含め継続実施を検討している。

1. 特に効果的であり改善に資した事例について

B. 円滑な学位授与の促進

②厳格な成績基準と評価基準の設定や学位授与プロセスの明確化

《人社系》

●早稲田大学法学研究科

「法学研究と法律実務の統合をめざして」の事例

(具体的に何を実施したのか)

本研究科は、すでにMD一貫性を導入し、博士論文執筆の行程を明確化していたが、さらにそれを修士論文執筆の段階から細分化・ステップ化し、1。修士論文計画書提出、2。修士論文中間報告会、3。修士論文完成、4。博士論文計画報告会、5。博士論文計画書提出、6。博士論文中間報告会、7。博士論文最終報告会、8。博士論文提出、という形で、わが国の法学研究科において初となる一貫したコースワーク制を敷いた。

(実施に当たり特に考慮・工夫したことや、注意を払ったこと)

学生にコースワークの内容を周知徹底させることはもちろん、教員においても趣旨をきちんと理解してもらったうえで、研究指導を行うようにした。上記の報告会においては、専門の教員・学生だけではなく、他の専攻の教員・学生も参加を募り、公開性・平等性を担保した。報告会の内容と審査内容を文書化し、博士論文受理の段階で、博士論文提出資格審査を行うこととした。

(どのような結果が得られたのか、どのような良い影響があったのか)

従来、どのような順序・ステップで博士論文を執筆すればよいのか、学生には皆目見当がつかなかったところ、博士論文執筆の行程が明らかになったことで、学生に励みが生まれ、課程博士号取得者数が急速に伸びている現状にある。プログラム終了年度において9名であったところ、本年度は2桁に増加した。今後も確実に博士号取得者の増加が見込まれる。

1. 特に効果的であり改善に資した事例について

F. その他

②国際シンポジウム等の開催

《人社系》

●早稲田大学法学研究科

「法学研究と法律実務の統合をめざして」の事例

(具体的に何を実施したのか)

2008年度には、シンポジウム「法理論と法実務の統合——教育的側面を踏まえて」を開催し、法科大学院の設置にともなう法学教育改革の激しい変動の中で、いかにして法理論と法実務を統合していくかという課題につき検討した。2009年度には、シンポジウム「研究者教員の養成はどうあるべきか——法理論と法実務の統合」を開催し、法科大学院においても研究者教員の存在は今後也不可欠であり、その課題に研究大学院がいかに応えるかという問題につき検討した。2010年度には、シンポジウム「法律教育と研究大学院および法科大学院——研究者教員の養成を見据えて」を開催し、総まとめのシンポジウムとして、学者出身の最高裁判事2名を含む講演者を招聘した。

(実施に当たり特に考慮・工夫したことや、注意を払ったこと)

法科大学院の導入後、今後の法学研究者養成あり方について、わが国全体で議論されるようになったが、その際、法学研究科、特に修士課程の存在意義自体が疑われたようになった。そこで、法学研究科の意義を問い、研究者の養成をいかにして行うか、問題意識を共有する教員・実務家に参加してもらい、多角的に議論した。

(どのような結果が得られたのか、どのような良い影響があったのか)

シンポジウムを通じて追及した論点は多岐に及ぶが、中でも、法科大学院が登場した後の研究者養成について、当法学研究科で5年間一貫して博士論文を作成するために集中して比較法・基礎法・実定法解釈論をじっくりと深く学ぶことが絶対に必要であることが確認できた点、大きな成果が上げられたと考える。有力な大学が修士課程を廃止し法科大学院に統合していく中で、修了することが研究者への近道と考えられこともあったが、やはり研究者を養成するには、研究大学院における修士課程・博士課程の一貫した養成システムが明らかに優れていることが確認できたのは有益であった。その意味でも、修士・博士一貫教育システムを構築した当研究科の我が国における法学研究者養成における意義は大きいといわねばならない。